「日本海東北自動車道（新潟中央ジャンクション・荒川胎内間、鶴岡ジャンクション・酒田みなと間、岩城・河辺ジャンクション間）

							荒川胎内
						中　条	9.7
					聖籠新発田	11.2	20.9
				豊栄新潟東港	7.4	18.6	28.3
			豊栄スマート	—	—	—	—
			新潟空港	2.5	9.1	16.5	27.7	37.4
		新潟亀田	6.0	8.5	15.1	22.5	33.7	43.4
	新潟中央ジャンクション	3.2	9.2	11.7	18.3	25.7	36.9	46.6
新　津	13.4	16.6						
新潟中央	0.8	4.0						
新 潟 西	3.5	6.7						

			酒田みなと
		酒　田	11.9
	庄内空港	7.1	19.0
鶴岡ジャンクション	9.3	16.4	28.3

		協　和	秋 田 南
	秋田空港	10.8	5.3
岩　城	14.3		

」に、

「北陸自動車道（新潟中央ジャンクション・朝日間）

	新潟中央ジャンクション	新 潟 西
新　津	13.4	16.9
新潟中央	0.8	4.3
新潟亀田	3.2	6.7

」を

「北陸自動車道（新潟中央ジャンクション・朝日間）

		新 潟 西
	新潟中央ジャンクション	3.5
新　津	13.4	16.9
新潟中央	0.8	4.3
新潟亀田	3.2	6.7

」に改める。

なお、１．⑴、１．⑵①イ㈠ト）、１．⑵①イ㈠ト）Ｂ㈠、１．⑵①イ㈠ヌ）Ａ並びに別表３のうち、山形自動車道（村田ジャンクション・月山間、湯殿山・酒田みなと間）及び日本海東北自動車道（新潟中央ジャンクション・荒川胎内間、岩城・河辺ジャンクション間）に係る変更については、平成24年３月24日から適用する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第６号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下、「料金公告」という。）一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成24年３月23日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

「料金公告」の変更

・「１．⑵⑦」、「１．⑶⑫」及び「別添５」中「八王子南」を「高尾山」に改める。